

○西南学院特定個人情報に関する取扱規程

2015(平成27)年11月19日

制定

(目的)

第1条 この規程は、西南学院個人情報規程(2005(平成17)年3月15日)第22条に基づき、学校法人西南学院(以下「学院」という。)における個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における特定個人情報等は、以下のとおりとする。

(1) 個人番号

住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(2) 特定個人情報

個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。

(取扱い業務の範囲)

第3条 学院が取扱う特定個人情報等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教職員の所得税法等の税務関連の届出事務
- (2) 社会保険及び労働保険関連の届出事務
- (3) 報酬・料金等の支払調書作成事務
- (4) 不動産の使用料等の支払調書作成事務
- (5) 不動産等の譲受の対価の支払調書作成事務
- (6) 上記に付随する行政機関への届出事務

(特定個人情報等の取扱いに関する組織体制)

第4条 特定個人情報等の取扱いに関する組織体制は、次の表に掲げるとおりとする。

全体統括	理事長
運用管理責任者	事務局長
安全管理責任者	総務部長
取扱事務総括責任者	人事課長
各部署における取扱事務責任者	各部署の事務責任者
取扱事務担当者	人事課員

(守秘義務)

第5条 特定個人情報等を取扱う全ての者は、徹底した守秘義務の中で業務を遂行しなければならない。

(法令等の遵守)

第6条 学院は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)及び特定個人情報保護委員会が定めた「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」を遵守して運用する。

(責任者の役割)

第7条 各責任者の役割は、次の表に掲げるとおりとする。

全体統括	特定個人情報等の取扱いについてすべての最終的な責任を負う。
運用管理責任者	運用管理(教育や安定運営等)についての役割を担う。
安全管理責任者	システムの安全管理についての役割を担う。
取扱事務総括責任者	事務手続全般について、情報が漏洩しないように管理する。
各部署における取扱事務責任者	各部署における特定個人情報等の取得に係る事務を管理する。
取扱事務担当者	事務手続において情報が漏洩しないように取扱う。

(特定個人情報等の取得)

第8条 特定個人番号等を取得する際は、対象者に対して利用目的を通知しなければならない。

2 教職員の特定個人情報等の取得は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 所得税法上の源泉区分が「甲」の者
給与所得者の扶養控除等(異動)申告書への記載を通して取得する。
- (2) 所得税法上の源泉区分が「甲」以外の者
特定個人情報が証明できる書類の提出により取得する。

(特定個人情報等の利用)

第9条 取扱事務総括責任者は、第3条に規定する事項について申告書等を作成することができる。

(特定個人情報等の保存)

第10条 特定個人情報等は、それが記載された書類等に係る関係法令に定める期間保存する。

- 2 特定個人情報が記載された書類は、鍵付きの専用庫に保管し、特定個人情報を保存する電子媒体は、パスワード付き、暗号化可能な外部媒体を使用する。
- 3 鍵付きの専用庫を開錠できる者は、総務部長、人事課長及び人事課副課長とする。

(特定個人情報等の提供)

第11条 特定個人情報等は、関係法令により必要な場合においてのみ関係行政官庁に提供することができる。

- 2 前項の提供方法は、直接持参、簡易書留の利用又は各府省等が所管する電子申請システムを利用する等の厳重な管理方法によらなければならない。

(特定個人情報等の削除及び廃棄)

第12条 特定個人情報等は、関係法令により定められた保存期間を超えた場合に速やかに削除及び廃棄を行う。

(組織的安全管理措置)

第13条 学院は、情報漏洩対策のため、業務監査を実施し、組織的安全管理に努める。

- 2 情報漏洩等の事案が発生した場合の対応は、別に定める。

(人的安全管理措置)

第14条 学院は、人的安全管理措置を講じるため、特定個人情報等を取扱うすべての教職員に対して必要な研修を実施する。

(物理的安全管理措置)

第15条 学院は、鍵付きの専用庫の安全性を定期的に確認し、安全上問題がある場合は、必要な措置を講ずる。

- 2 学院は、人事異動等により、安全管理責任者及び取扱事務総括責任者に異動が生じた場合は、安全の確保に必要な措置を講ずる。

(技術的安全管理措置)

第16条 学院は、特定個人情報等の取扱いに関して、安全管理責任者が指定した情報機器のみで使用させることができる。

(特定個人情報等の取扱い委託)

第17条 学院は、特定個人情報等の取扱いについて、常任理事会の承認を経て外部業者等に委託することができる。

(苦情、相談等の対応)

第18条 特定個人情報等の取扱いについての苦情、相談等は、取扱事務総括責任者が担当する。

(違反時の対応)

第19条 学院は、この規程に違反した教職員に対しては、その内容に応じて、西南学院懲戒規程(2014(平成26)年3月13日)に基づき対処する。

(所管部署)

第20条 この規程に関する事務は、総務部人事課の所管とする。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2015(平成27)年11月19日から施行する。

附 則

この規程は、2017(平成29)年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017(平成29)年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。